

横浜市風致地区条例審査基準の一部改正について

横浜市では、社会経済状況の変化への対応及び植栽間隔の確保の観点から、横浜市風致地区条例審査基準の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関するご意見を募集いたします。

1 改正概要（別紙：新旧対照表）

(1) 【建築物の高さ】の緩和限界を用いる場合の基準の追加等

ア 既存建築物が存在する場合の基準の追加

適法に建築された既存建築物の高さが緩和限界を超えている場合であって、当該既存建築物の高さ以下の高さの建築物を建築する場合の基準を追加します。

イ 公共公益的施設等の用途の明確化

「公共公益的施設等」で適用できる用途について、基準を明確化します。

ウ 敷地が大規模な場合の選択項目の追加

面積が2ヘクタール以上の大規模な敷地において建築物を建築する等の場合に、敷地の状況に応じた建築計画が選択できるよう、斜線制限、敷地面積の15%以上の緑地の確保及び敷地面積に対する空地の割合の確保を定めた項目を追加します。

(2) 大規模な敷地の場合の緑地等算定の基準の追加

「建築物の高さ」、「建築時の植栽」及び「宅地の造成」及び「木竹の伐採」の基準について、面積が2ヘクタール以上の大規模な敷地の場合の植栽による近隣への圧迫関係減効果を踏まえた基準を追加します。

(3) 【宅地の造成】及び【木竹の伐採】を一連で行う際の基準の追加

従前の緑地の量を確保しつつ、柔軟な植栽計画とできるよう、敷地面積が2ヘクタール以上の大規模な敷地において、木竹の伐採の行為と合わせて宅地の造成を行う場合の基準を追加します。

(4) その他

- ・【外壁後退】における「不整形敷地」などの基準の明確化
- ・【のり】ののり面に設ける植栽の基準の明確化 など

2 施行予定日

令和5年1月（予定）

3 意見公募要領

■意見公募期間

令和4年11月28日(月)から令和4年12月28日(水)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

■その他

- ①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。